

## プロジェクト運営に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、プロジェクトの構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** プロジェクトは、会員間で共通の問題や課題について、本会がもつ知的財産及びワーキング・グループで得られた成果に加え、個々の会員がもつ固有の技術やノウハウを用いて実際に解決を試みることで、本会がもつ知的財産及びワーキング・グループで得られた成果の妥当性を実証することを目的とする活動である。

(設置)

**第3条** 幹事会又は委員会は、定款第3条の事業の実施のため、目的および期間を定めたプロジェクトを設置することができる。

**2** プロジェクトの設置は、幹事会又は委員会が定める書式により正会員が提案し、提案を受けた幹事会又は委員会が承認する。

(オーガナイザ)

**第4条** プロジェクトは、設置を申請した正会員がオーガナイザとなり、プロジェクトリーダーおよびメンバーを指名する。

**2** プロジェクトのメンバーには、本会の会員でない者を含むことができる。

**3** プロジェクトの運営方法、経費負担、成果物の帰属先は、提案を受けた幹事会又は委員会の承認を得て、オーガナイザが決定する。

(権利)

**第5条** プロジェクトは、その実施のために、本会の知的財産及びメンバーが所属するワーキング・グループの活動成果を利用することができる。

**2** 正会員が2以上参加するプロジェクトには、幹事会の決議に基づき、その経費の一部を補助することができる。

(義務)

**第6条** プロジェクトリーダーは、幹事会又は帰属する委員会に対して、定期的なプロジェクトの経過報告および最終報告をしなければならない。

**2** 本会が所有するリファレンスモデルに関して、特許又は実用新案等の産業財産権が新たに生じる場合若しくは生じそうな場合、プロジェクトリーダー及び関係するメンバーは、幹事会又は帰属する委員会に対して、その概要について報告をしなければならない。

(成果物の扱い)

**第7条** プロジェクトの成果物の一部に、非競争領域として定義できる新たなリファレンスモデルが得られた場合は、その内容について、本会が所有する知的財産の一部として、本会が定める知的財産の管理に関する規則に基づく管理を行うものとする。

2 競争領域に関する取り組みについて、メンバー間で独自にNDAを締結し、非公開の情報を扱うことができる。ただし、前条2項についてはNDAの内容に係らずその義務を負う。

(プロジェクトの認定)

**第8条** 委員会は、リエゾン組織が実施する外部のプロジェクトを、当該リエゾン組織の承認を得て、本会のプロジェクトとして認定することができる。

2 認定された外部プロジェクトは、本規則の第5条(権利)、第6条(義務)、第7条(成果物の扱い)が適用される。

## 附 則

1 この規則は、平成27年6月18日から施行する